

一 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）

改正案	現行
（法別表第五号の政令で定める障害） 第二十一条 法別表第五号の政令で定める障害は、次に掲げる障害とする。 - 一 ぼうこう又は直腸の機能の障害 - 二 小腸の機能の障害 - 三 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害	（法第七十七条第一項の政令で定める措置） 第二十一条 法第七十七条第一項の政令で定める措置は、障害者となつた労働者の雇用を継続するための施設又は設備の設置又は整備その他当該労働者の職場への適応を促進するための措置とする。 （法別表第五号の政令で定める障害） 第二十二条 法別表第五号の政令で定める障害は、次に掲げる障害とする。 - 一 ぼうこう又は直腸の機能の障害 - 二 小腸の機能の障害 - 三 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害

二 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）

改正案	現行
（国庫補助金等の範囲） 第八十九条 法第四十二条第一項（国庫補助金等の総収入金額不算入）に規定する国庫補助金等は、国又は地方公共団体の補助金のほか、次に掲げる助成金又は補助金とする。 一 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第四十九条第二項（納付金関係業務）に基づく独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の同条第一項第二号、第三号及び第五号から第七号までに規定する助成金 二 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第九条第一項第一号又は第三号（建設労働者の福祉等に関する事業）に基づく独立行政法人雇用・能力開発機構の助成金 三 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号）第二十条第一号（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務）に基づく独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金	（国庫補助金等の範囲） 第八十九条 法第四十二条第一項（国庫補助金等の総収入金額不算入）に規定する国庫補助金等は、国又は地方公共団体の補助金のほか、次に掲げる助成金、給付金又は補助金とする。 一 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第四十九条第二項（納付金関係業務）に基づく独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の同条第一項第二号、第三号及び第五号から第七号までに規定する助成金 二 障害者の雇用の促進等に関する法律第七十七条第二項（障害者となつた労働者の雇用を継続する事業主に対する助成等）に基づく独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の給付金 三 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第九条第一項第一号又は第三号（建設労働者の福祉等に関する事業）に基づく独立行政法人雇用・能力開発機構の助成金 四 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号）第二十条第一号（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務）に基づく独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金

- 四| 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）第十五条第一項第三号（業務の範囲）に基づく独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金（外国法人、外国の政府若しくは地方公共団体に置かれる試験研究機関（試験所、研究所その他これらに類する機関をいう。以下この号において同じ。）、国際機関に置かれる試験研究機関若しくは外国の大学若しくはその附属の試験研究機関（以下この号において「外国試験研究機関等」という。）又は外国試験研究機関等の研究員と共同して行う試験研究に関する助成金を除く。）
- 五| 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）に基づく独立行政法人空港周辺整備機構又は成田国際空港株式会社の補助金
- 六| 独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第百二十六号）第十条第一項第二号（業務の範囲）又は同法附則第六条第一項（業務の特例）に基づく独立行政法人農畜産業振興機構の補助金（同項に基づく補助金にあつては、財務省令で定める業務に関するものに限る。）
- 七| 老人保健法施行令（昭和五十七年政令第百九十三号）附則第二条（基金の業務）に基づく社会保険診療報酬支払基金の助成金で同条第三号に掲げる事業に係るもの
- 八| 日本たばこ産業株式会社（日本たばこ産業株式会社法（昭和五十九年法律第六十九号）第九条（事業計画）の規定による認可を受けた事業計画に定めるところに従つて交付するたばこ事業法（
- 五| 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）第十五条第一項第三号（業務の範囲）に基づく独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金（外国法人、外国の政府若しくは地方公共団体に置かれる試験研究機関（試験所、研究所その他これらに類する機関をいう。以下この号において同じ。）、国際機関に置かれる試験研究機関若しくは外国の大学若しくはその附属の試験研究機関（以下この号において「外国試験研究機関等」という。）又は外国試験研究機関等の研究員と共同して行う試験研究に関する助成金を除く。）
- 六| 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）に基づく独立行政法人空港周辺整備機構又は成田国際空港株式会社の補助金
- 七| 独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第百二十六号）第十条第一項第二号（業務の範囲）又は同法附則第六条第一項（業務の特例）に基づく独立行政法人農畜産業振興機構の補助金（同項に基づく補助金にあつては、財務省令で定める業務に関するものに限る。）
- 八| 老人保健法施行令（昭和五十七年政令第百九十三号）附則第二条（基金の業務）に基づく社会保険診療報酬支払基金の助成金で同条第三号に掲げる事業に係るもの
- 九| 日本たばこ産業株式会社（日本たばこ産業株式会社法（昭和五十九年法律第六十九号）第九条（事業計画）の規定による認可を受けた事業計画に定めるところに従つて交付するたばこ事業法（

昭和五十九年法律第六十八号) 第二条第二号(定義)に規定する
葉たばこの生産基盤の強化のための助成金

昭和五十九年法律第六十八号) 第二条第二号(定義)に規定する
葉たばこの生産基盤の強化のための助成金

三 法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）

改正案	現行
（国庫補助金等の範囲） 第七十九条 法第四十二条第一項（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）に規定する国庫補助金等は、国又は地方公共団体の補助金のほか、次に掲げる助成金、補助金又は給付金とする。 一 障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第二項（納付金関係業務）に基づく独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の同条第一項第二号、第三号及び第五号から第七号までに規定する助成金 二 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第九条第一項第一号又は第三号（建設労働者の福祉等に関する事業）に基づく独立行政法人雇用・能力開発機構の助成金 三 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律第二十条第一号（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務）に基づく独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の助	（国庫補助金等の範囲） 第七十九条 法第四十二条第一項（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）に規定する国庫補助金等は、国又は地方公共団体の補助金のほか、次に掲げる助成金、給付金又は補助金とする。 一 障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第二項（納付金関係業務）に基づく独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の同条第一項第二号、第三号及び第五号から第七号までに規定する助成金 二 障害者の雇用の促進等に関する法律第七十七条第二項（障害者となつた労働者の雇用を継続する事業主に対する助成等）に基づく独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の給付金 三 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第九条第一項第一号又は第三号（建設労働者の福祉等に関する事業）に基づく独立行政法人雇用・能力開発機構の助成金 四 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律第二十条第一号（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務）に基づく独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の助

成金

四| 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十五条
第一項第三号（業務の範囲）に基づく独立行政法人新エネルギー
・産業技術総合開発機構の助成金（外国法人、外国の政府若しくは
地方公共団体に置かれる試験研究機関（試験所、研究所その他
これらに類する機関をいう。以下この号において同じ。）、国際
機関に置かれる試験研究機関若しくは外国の大学若しくはその附
属の試験研究機関（以下この号において「外国試験研究機関等」と
いう。）又は外国試験研究機関等の研究員と共同して行う試験
研究に関する助成金を除く。）

五| 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関
する法律（昭和四十二年法律第百十号）に基づく独立行政法人空
港周辺整備機構又は成田国際空港株式会社の補助金

六| 独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第百二十六
号）第十条第一項第二号（業務の範囲）又は同法附則第六条第一
項（業務の特例）に基づく独立行政法人農畜産業振興機構の補助
金（同項に基づく補助金にあつては、財務省令で定める業務に関
するものに限る。）

七| 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年
法律第百八十号）第十二条第二項第一号から第三号まで（業務の
範囲）に基づく独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の
補助金

八| 老人保健法施行令（昭和五十七年政令第百九十三号）附則第

成金

五| 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十五条
第一項第三号（業務の範囲）に基づく独立行政法人新エネルギー
・産業技術総合開発機構の助成金（外国法人、外国の政府若しくは
地方公共団体に置かれる試験研究機関（試験所、研究所その他
これらに類する機関をいう。以下この号において同じ。）、国際
機関に置かれる試験研究機関若しくは外国の大学若しくはその附
属の試験研究機関（以下この号において「外国試験研究機関等」と
いう。）又は外国試験研究機関等の研究員と共同して行う試験
研究に関する助成金を除く。）

六| 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関
する法律（昭和四十二年法律第百十号）に基づく独立行政法人空
港周辺整備機構又は成田国際空港株式会社 of 補助金

七| 独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第百二十六
号）第十条第一項第二号（業務の範囲）又は同法附則第六条第一
項（業務の特例）に基づく独立行政法人農畜産業振興機構の補助
金（同項に基づく補助金にあつては、財務省令で定める業務に関
するものに限る。）

八| 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年
法律第百八十号）第十二条第二項第一号から第三号まで（業務の
範囲）に基づく独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の
補助金

九| 老人保健法施行令（昭和五十七年政令第百九十三号）附則第

二条（基金の業務）に基づく社会保険診療報酬支払基金の助成金 で同条第一号から第三号までに掲げる事業に係るもの 九 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七十一条の二第一 項（特定周波数変更対策業務）に基づく同法第七十一条の三第一 項（指定周波数変更対策機関）に規定する指定周波数変更対策機 関の給付金 十 日本たばこ産業株式会社が日本たばこ産業株式会社法（昭和五 十九年法律第六十九号）第九条（事業計画）の規定による認可を 受けた事業計画に定めるところに従って交付するたばこ事業法（ 昭和五十九年法律第六十八号）第二条第二号（定義）に規定する 葉たばこの生産基盤の強化のための助成金	二条（基金の業務）に基づく社会保険診療報酬支払基金の助成金 で同条第一号から第三号までに掲げる事業に係るもの 十 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七十一条の二第一 項（特定周波数変更対策業務）に基づく同法第七十一条の三第一 項（指定周波数変更対策機関）に規定する指定周波数変更対策機 関の給付金 十一 日本たばこ産業株式会社が日本たばこ産業株式会社法（昭和 五十九年法律第六十九号）第九条（事業計画）の規定による認可 を受けた事業計画に定めるところに従って交付するたばこ事業法 （昭和五十九年法律第六十八号）第二条第二号（定義）に規定す る葉たばこの生産基盤の強化のための助成金
---	--